

ID: 335

担当部署: 市民図書館

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	十和田市民図書館条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第99号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 図書館(別表に掲げる多目的研修室1及び多目的研修室2に限る。第8条において同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 337

担当部署: 市民図書館

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	十和田市民図書館条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第99号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び十和田市民図書館条例施行規則第11条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第6条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 市又は十和田市教育委員会が主催し、又は共催する行事等に使用する場合 使用料の全額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認められた場合 教育長が定める額</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、十和田市民図書館使用料減免申請書(様式第6号)を教育長に提出しなければならない。</p> <p>3 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、十和田市民図書館使用料減免決定通知書(様式第7号)により申請をした者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 338

担当部署: 市民図書館

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	十和田市民図書館条例 第7条ただし書		
例規番号	平成17年条例第99号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び十和田市民図書館条例施行規則第12条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 条例第7条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合 使用料の全額</p> <p>(2) 使用日の15日前までに第8条第3項の届出書の提出があった場合 使用料の全額</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認められた場合 教育長が定める額</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、十和田市民図書館使用料還付申請書(様式第8号)を教育長に提出しなければならない。</p> <p>3 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、十和田市民図書館使用料還付決定通知書(様式第9号)により申請をした者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 340

担当部署: 市民図書館

処分の概要	寄贈の承認		
例規名 根拠条項	十和田市民図書館条例施行規則 第24条		
例規番号	平成17年教育委員会規則第25号		
<p>【基準】 第24条の規定による。 (寄贈) 第24条 図書館に資料を寄贈しようとする者は、寄贈申込書を提出し、館長の承認を得なければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 341

担当部署: 市民図書館

処分の概要	複写の許可		
例規名 根拠条項	十和田市民図書館条例施行規則 第26条第1項		
例規番号	平成17年教育委員会規則第25号		
<p>【基準】</p> <p>第26条の規定による。 (図書館資料の複写の申請等)</p> <p>第26条 図書館において調査又は研究のため図書館資料の複写を希望する者は、複写申請書(様式第10号)を提出し、館長の許可を受けなければならない。ただし、館長が必要と認めたときは、これに制限を加え、又は許可しないことができる。</p> <p>2 前項の複写に要する費用及び複写物の送付に要する費用は、同項の複写を希望する者の負担とし、これらの費用の額は、別表第2のとおりとする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日